

アクティビティノート <第311号>

2022年12月度の受付相談事例を中心に記載しています。

1. 相談業務
 - 1-1 2022年12月度相談受付件数 ……p.2
 - 1-2 受付相談事例および内容の紹介 ……p.3～8
2. ちょっと注目 『製品表示は大切な情報源』 ……p.9～10
3. コラム 『パチッ！静電気』 ……p.11～12

TOPICS

**製品表示は大切な情報源**

当センターの相談の中には、製品の注意表示を守れば防げたものも数多くあります。製品の表示には、重要なことほど、大きくまた分かり易く書かれています。見るポイントさえ掴めば、重篤な事故を防ぐことができます。製品の注意表示を見るポイントについてまとめました。

**パチッ！ 静電気**

気温が下がり寒い日が続くようになりました。寒さとともに乾燥してくると、気なるのがドアノブを触ろうとした瞬間に「パチッ！」と痛みを感じる静電気です。なんとも不快なこの静電気、そもそも冬になるとなぜ静電気が気になるのでしょうか。静電気についてまとめてみました。

1. 相談業務

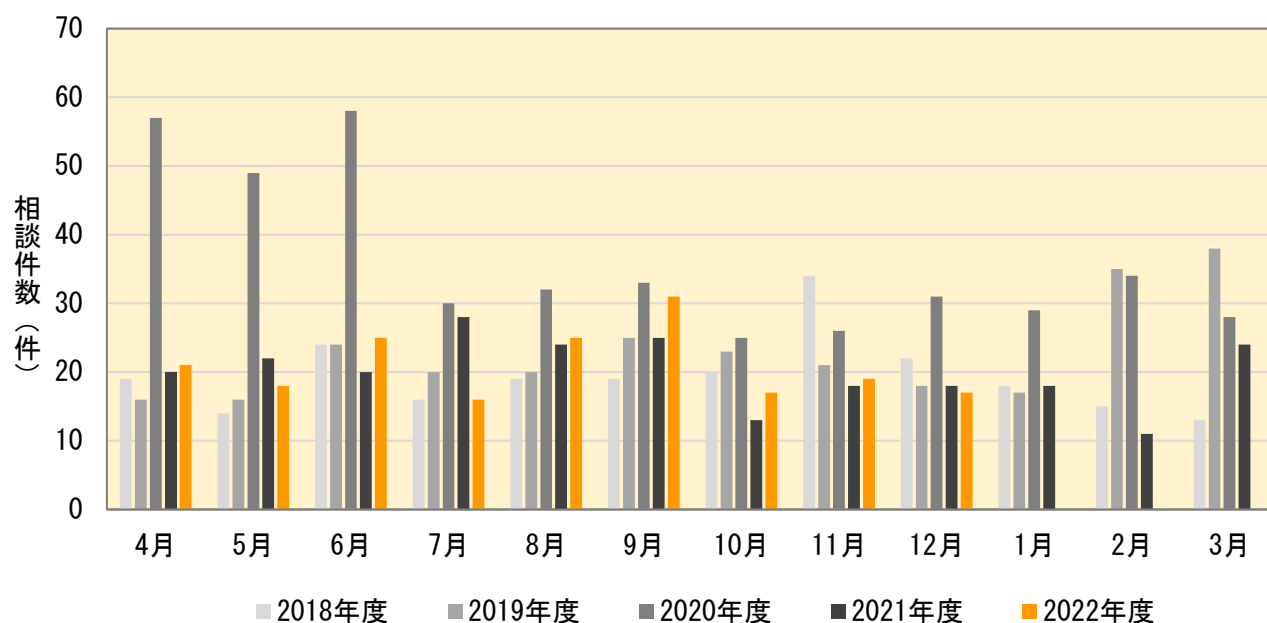
1. 1 相談受付件数

2022年12月度相談受付件数 (11/26~12/23 実働:20日)

	事故クレーム 関連相談	品質クレーム 関連相談	クレーム関連 意見・報告等	一般相談等	意見・報告 等	合計	構成比
消費者・ 消費者団体	1	0	1	7	0	9	53%
消費生活C・ 行政	1	0	0	5	0	6	35%
事業者・ 事業者団体	0	0	0	2	0	2	12%
メディア・ その他	0	0	0	0	0	0	0%
合計	2	0	1	14	0	17	
構成比	12%	0%	6%	82%	0%		100%

相談内容区分(改定 2008年8月)

事故クレーム関連相談	製品の欠陥や誤使用などによって人的・物的な拡大被害が発生したもの
品質クレーム関連相談	拡大被害を伴わない、製品そのものの品質や性能に関する苦情
クレーム関連意見・報告等	事故の報告や品質の苦情に関する意見・要望など、当センターからコメントを出さないもの
一般相談等	一般的な相談・問合せ等
意見・報告等	一般的な意見・報告・情報の提供を受けたもの



相談受付数の推移 (2018~2022年度)

1. 2 受付相談事例および内容の紹介

※「臭い」と「ニオイ」の区別について

不快または好ましくない場合を「臭い」とし、柔軟剤・芳香剤・化粧品・香水等のように意図的に付加した場合を「ニオイ」と表記することにしてあります。「ニオイ」としたのは、意図的に付加した場合でも、不快とを感じる方がいるため、中立的なイメージとして表現しました。ただし、不快臭を付加した場合（ガス臭等）は「臭い」とすることにしてあります。

◆事故クレーム関連相談

- ◆ <入浴剤を使用して湿疹> 「〇〇社の入浴剤を使用して湿疹がでたため、受診をして診断書をもらい治療費を〇〇に請求した。〇〇から支払えないと断られた。診断書には、入浴剤との因果関係の記載はなく、皮膚の症状のみの記載である」との相談を消費者から受けている。メーカーは、製造物責任として消費者からの治療費の請求に対して対応するものなのか。〈消費生活C〉

⇒一般的に入浴剤など身体に使用する製品は、品質に問題がなくても、使用する人の体質や体調などによって皮膚にトラブルが生じることがあります。製品に「使用中または使用后、皮フに発疹、発赤、かゆみ、刺激感等の異常が現れた場合、使用を中止し、医師に相談する」等が記載されている場合には、製品の使用による皮膚トラブルであってもメーカーに対して製造物責任を問えない場合があります。消費者への対応については、個別企業の対応方針により異なります。

- ◆ <ランチョンマットの印刷がテーブルに移染>家具・雑貨販売チェーン〇〇にて表にキャラクターが印刷してあるランチョンマットを購入。初回に表裏を逆にして使用したところ、約30cm×40cmの表の印刷がそのまま使用していたテーブルに色移りした。〇〇に連絡し、状況を撮影して送り確認したところ、修復のための見積もりを取るよう指示された。見積額は10万円で金額を伝えたところ、「表を裏にして使用したことが問題である」と態度が一変し、〇〇には責任はないとした弁護士名での文書が届いた。ランチョンマットの注意表示には「熱いものを置いたり、火のそばへ近づけたりしないでください」との注意表示は記載されている。このような場合は、製造物責任法が適用されるか。弁護士を立てると費用がかかるため、国民生活センターのADRの利用を勧められ検討中である。〈消費者〉

⇒製造物責任（PL）法では “ 当該製品が予見される使用形態において、通常有すべき安全性を欠いている “ 場合は製品に欠陥があったとされます。該当の製品における注意表示等と照らし合わせて、今回の使用状況等が予見される誤使用に当たるか否かが判断の要点になると思われそうですが、化学製品PL相談センターでは判断できかねます。国民生活センターのウェブサイトにはADRの紹介と問い合わせ窓口が掲載されていますので、内容を確認の上、問い合わせははいかがでしょうか。

◆一般相談

- ◆ <作業服にアイロン掛けをして着ることができなくなった> 消費者から作業服にあて布をしてアイロンを掛けたところプラスチック製のホックが壊れて着ることができなくなった。これはPL法上問題だと相談を受けている。製品の欠陥の有無がある点について説明しても納得してもらえない。対応を移管しても良いか。〈消費生活C〉
⇒既に伝えられている通り、製品に対して欠陥の有無がはっきりしない限り、メーカーの責任を問うことができません。当センターでは、相談者に対しどのような状況で製品が破損したのかを確認し、欠陥の有無について説明することは可能です。
- ◆ <柔軟剤に関する啓発講座について> 関連の工業会にも相談しているが、柔軟剤のニオイについて区民向けの啓発講座はできないか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費生活C〉
⇒柔軟剤に関する啓発講座の内容としては、行政から公開されているとおり、「香りの感じ方には個人差がある。使用量の目安などを参考に周囲の方に配慮しながら使用する」との内容を伝える講座となります。ご検討をお願いいたします。
- ◆ <加湿器に入れて使用する除菌剤の分析について> 「加湿器に入れて使用する除菌剤を今まで使用していた。除菌剤を入れて稼働すると、咳が出るようになり、入れなければ、咳は出ない。メーカーに安全性について問い合わせたが、他に同様の相談はないとの回答であった。除菌剤に表示されている成分はイオン化ミネラル、純水、ゼオライトの3成分のみであるが、他に身体に影響を及ぼす成分が含まれていないか分析してほしい」との相談を受けている。化学製品PL相談センターを分析できる機関として紹介してもよいか。〈消費者生活C〉
⇒当センターでは分析などは実施していません。製品に関して、分析が必要な場合は、「独立行政法人製品評価技術基盤機構（NITE）」
(<https://www.nite.go.jp/jiko/chuikanki/network/index.html>) または、「独立行政法人国民生活センター」
(http://www.kokusen.go.jp/test_list/index.html) のウェブサイトに掲載されている検査機関のリストを参考に、消費者がご自身で相談をしていただくようお願いされてはいかがでしょうか。
- ◆ <取っ手が外せるフライパンに使われているフェノール樹脂について> 「ホームセンター〇〇のプライベートブランドの取っ手が外せるフライパンを購入し、1回使用した。使用後に注意表示を確認したところ、『ガスコンロで使用の場合、ハンドルを本体に取り付けたまま使用すると、ハンドルの樹脂が焼損し異臭や変形などにより正常に使用できなくなる恐れがあるので注意してください』と記載されている。取っ手の材質はフェノール樹脂であるが、取っ手を取り付けたまま、ガスコンロでの使用を注意するとしているのは問題ではないか。購入先へ製品を返品したい」との相談をメールで受けている。他メーカーの同様の製品において、使用されている材質の素材は、フェノール樹脂が使用されていた。フェノール樹脂を使用することは問題なのか。〈消費生活C〉
⇒フェノール樹脂は耐熱性があり、鍋やフライパンなどの調理器具の取っ手部分に多く使用されています。耐熱温度を超えると焦げるなど劣化が生じることがあります。国民生活

センターのくらしの危険 364 号「小径のフライパン・片手鍋の取扱いに注意！
 (https://www.kokusen.go.jp/kiken/pdf/364dl_kiken.pdf)」に、調理中に取っ手が溶けた
 フライパンに関してガスコンロの炎による取っ手の焼損事例として、着脱式のフライパン
 をガスコンロの火力を最大にして使用した場合、取っ手のフック部の樹脂が焼損した事例
 が紹介され、消費者向けに注意喚起されています。該当製品及び他メーカーの同様の製品
 のウェブサイトにも、「炎が底面からはみださないように使用してください」との注意表示
 があります。フライパンの取っ手にフェノール樹脂を採用することに問題があるのではなく、
 使用する際に消費者へ注意を喚起する表示となります。

- ◆ <衣装ケースのプラスチック素材による強度の違いについて> 衣装ケースの購入にあたり、
 使用されているプラスチック素材による強度の違いを知りたい。検討している衣装ケースの素
 材は、前面が透明なポリスチレンで引出し部分がポリプロピレンである。強度が優れているの
 はどちらの素材か。化学製品 PL 相談センターは消費生活センターから紹介された。〈消費者〉
 ⇒それぞれのプラスチック素材の特性があり、力の加わり方や外から収納品が見えるなど
 使い方や機能により、使用される素材が選ばれるので、単純にどちらが強度に優れている
 かの質問に答えることはできません。一般にポリスチレンは、透明性が高く、硬い性質であ
 り耐衝撃性が低い傾向があります。ポリプロピレンは、耐熱性、耐油性、機械的強度などに
 優れ、透明性は低く白濁しています。
- ◆ <変色したプラスチック容器を漬物容器として使用しても大丈夫か> ポリプロピレン製の食
 品用プラスチック容器の底の一部が変色している。この容器を千枚漬けの容器として使用して
 も問題ないか。化学製品 PL 相談センターは他業界の PL 相談センターから紹介された。〈消
 費者〉
 ⇒食品用プラスチック製品は食品衛生法により規格基準が設けられ、安全性に懸念のある
 物質の使用禁止や、使用の限度値を設定することにより、安全性の確保が図られています。
 使用を検討されている容器の変色の原因については、入っていた食品によっては、プラス
 チック容器に食品の色が移る場合や、時間の経過に伴いプラスチックが変色する場合もあ
 ります。何れの場合も衛生面では問題はありませんが、該当容器の変色の原因は特定でき
 ません。容器としての使用については、心配であれば使用を避けてください。
- ◆ <滑り止めシートの臭いについての安全性> 4 年前に購入したバスマットの下に敷く滑り止
 めシートの臭いが今でも気になる。特に体調に異常はないが、何か有害な物質が放散されてい
 るのではないか。インターネットで購入した海外品のため、メーカーに問い合わせることが難
 しい。化学製品 PL 相談センターはインターネットで知った。〈消費者〉
 ⇒お伺いした内容では、当センターでは臭いの有害性はわかりかねます。臭いの感じ方は
 個人差があり、臭いの強さや快・不快の感じ方は人それぞれで異なります。また、気になる
 臭いがするからといって有害性があるとは限りません。気になるようであれば使用を控え
 てはいかがでしょうか。
- ◆ <玄関の洗浄以降に体調不良となった> 2 週間ほど前に玄関の洗浄を海外製の塩化ベンザル

コニウムの洗剤で行った。その時に衣類などにも付いたかもしれず、洗剤以降で頭痛や咳き込みなどが起きるようになった。塩素ガスが出たのと思いメーカーに確認したところ、洗剤で塩素ガスが発生することはないと言われた。塩化ベンザルコニウムでは本当にそうなのか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒塩化ベンザルコニウムの水溶液では、塩素ガスが発生することはありません。一方、洗剤後から現在も体調不良があるとのことですので、使用した洗剤と使われた経緯や現在の状況を含めて、医療機関に相談をされてはいかがでしょうか。

- ◆ 〈クモの巣対策用殺虫剤の安全性について〉 ○○製のクモの巣対策用殺虫剤をベランダの隅に使用したところ噴霧した霧が自分の方に戻ってきた。少量を吸い込むことと目や皮膚にも付いたかもしれず心配になった。現在、症状はない。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒○○の製品情報によるとピレスロイド系の成分が使われた殺虫剤です。薬剤が直接皮膚についた場合は石けんでよく洗う。目に入った場合は直ちに水で洗いすように記載されています。既に洗剤は済まされているのでご様子を見られて、異常があるようであれば医療機関に相談をされてはいかがでしょうか。少量であることから過度に心配される必要はありません。

- ◆ 〈スーパーの店内で黒い油のようなものが衣服を通して皮膚まで付着した〉 数カ月前にスーパーの店内で食品を購入した際に、袋に黒い油のようなものがついていて衣服や皮膚に付着した。店で拭き取ったが、着いたところの皮膚がかぶれを起こし、回復をしたが色素沈着が残った状態である。店で付着した物の分析を行い、その結果でシリコン及びケイ素とアルミニウムが含まれていると伝えられた。店との対応については、消費生活センターに相談をしている。分析された成分についてわからないといわれ、化学製品PL相談センターを消費生活センターから紹介された。〈消費者〉

⇒成分分析の結果から、ケイ素の化合物であるシリコン系の油成分とアルミニウムという金属成分が細かく削れて細かな粒子となり黒くなったものが主な成分であると考えられます。シリコンの油は回転などする部分について潤滑油などに使われることもあります。可能性のひとつとして、食品化工の関連施設で発生した潤滑油成分が袋に付着したと考えられますが当センターでは確認ができません。

- ◆ 〈フッ素樹脂加工の加熱ポットの安全性について〉 フッ素樹脂加工した加熱ポットを使用しており、PFOAについての報道があった。PFASの使用についてメーカーに確認したところ使用しているが、PFOAは使用しておらず、安全性に問題ないと言われた。メーカーのいうことは本当に大丈夫なのか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。〈消費者〉

⇒製品の安全性についてはメーカーがコメントすべきで当センターではお答えできません。PFOAを使用していないと回答していることからメーカーにて安全性は確認していると考えられます。一般に、PFASとは、有機フッ素化合物を表す総称になります。環境中では分解しにくいと言われています。その中でもPFOA又はその塩類については、201

9年の4～5月に開催されたストックホルム条約締約国会議で、長期間にわたって分解されずに環境中に残留する有害な汚染物質(POPs)として、世界的に製造、輸出入、意図的な使用を禁止することが決定されました。国内においては、2021年4月16日「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令の一部を改正する政令」が、閣議決定され、「PFOA又はその塩」は第一種特定化学物質の指定となり、規制されています。

- ◆ <「化学産業におけるPL対策ガイドライン」入手希望> 日本化学工業協会のウェブサイトに「化学産業におけるPL対策ガイドライン」を会員会社へ配布していると掲載されていた。入手したいがどうしたらよいか。<事業者>

⇒ご希望の冊子は、日本化学工業協会にて国内で製造物責任(PL)法が施行された1995年に刊行され、2013年に改定第1版が刊行されています。どちらも、同協会の会員企業に配布されましたが、現在は絶版となっているため配布はできません。

- ◆ <化粧品原料を輸入販売する場合の製造物責任法へのアドバイスについて> 化粧品原料を海外から輸入して販売を検討している。製造物責任法の観点から、原料の安全性についての具体的確認の方法、また、PL保険の加入義務などについてアドバイスをしてほしい。製造物責任法は消費者庁が所管なので問い合わせは可能か。<事業者>

⇒当センターは、特定の企業・製品に関するコンサルタント業務は行っておりません。お問い合わせの内容についてお答えできかねます。製造物責任法は消費者庁の所管で、製造物責任法については、製造物責任法の概要Q&A | 消費者庁(caa.go.jp)、製造物責任(PL)法の逐条解説 | 消費者庁(caa.go.jp)などを確認されてはいかがでしょうか。

- ◆ <ヘナの染毛剤について> 公民館の市民向け講座を企画しているが、外部講師にヘナの染毛剤に関する講座を検討している。ヘナとはどのようなものなのか公民館として基本的なこと知りたい。化学製品PL相談センターは消費生活センターから紹介された。<行政>

⇒ヘナまたはヘンナはミソハギ科の多年草で、その抽出液は草木染の原料となります。皮膚や毛髪のタンパク質と結合して染色され、古代から使用されてきた実績があります。化学的には赤色色素のローゾンとタンニンが染色する化学物質になります。植物由来の成分ですが、まれにかぶれなどを起こすこともあり使用の際には、あらかじめパッチテストをすることが勧められています。

◆クレーム関連意見・報告等

- ◆ <柔軟剤のニオイについて> 柔軟剤のニオイについて特定の製品になるが使っている人がいると体調がすぐれなくなる。何が原因なのか特定をすることができるのか。化学製品PL相談センターはインターネットで調べた。<消費者>

⇒体調がすぐれないなどの症状があるとのことですので、医療機関を受診されることをお勧めします。柔軟剤の製品は特定できているとのことなので、受診する際には、製品の表示や使用されている成分等を確認し、持参されてはいかがでしょうか。使用成分については、メーカーのホームページ上で、香料成分の詳細まで確認することができる場合がありますが、

すべてのメーカーが公表している訳ではありません。柔軟剤等に使用されている香料の安全性は、日本香料工業会のウェブページ「フレグランスの安全性」(<http://www.jffma-jp.org/fragrance/safety/index.html>)によれば、国際化粧品香料協会 (IFRA) が国際的に自主基準をつくり、各国の香料工業会等を通じて自主規制されているとのこと。一方、ニオイに関する感受性は個人差が大きく、人によっては不快に感じ体調不良を訴えることがあります。



製品表示は大切な情報源

当センターに寄せられる相談の中には、製品に書いてある注意表示を守っていれば事故を防げたと思われる案件も数多くあります。

【例1】塩素系のトイレ用洗剤と酸性タイプのトイレ用洗剤を一緒に使ってしまう、発生した塩素ガスを少量吸ってしまったようだ、咳込み喉も痛い。どうしたら良いだろうか？

【例2】靴用の防水スプレーを玄関で使い、噴射した霧を吸ってしまった。咳が出て、息苦しい感じがする。



塩素系洗剤や酸性タイプの洗剤の製品容器には、「まぜるな危険」表示が書かれています。防水スプレーにも「注意；吸い込むと有害。必ず屋外で使用」と表示が書かれています。



塩素系製品の警告表示



防水スプレーの警告表示

どちらの製品も、表示があるにも係らず、それを守らずに使用され、事故に遭っています。使用した消費者の背景には、次のようなユーザー心理があります。

◆使い方の分かった製品の注意表示は気にしない。

初めて使う製品で、使用方法が良く分からない場合には、製品表示をじっくり読みます。しかし、使い方が分かった製品では、すぐに使いたい気持ちからわざわざ製品表示を見ることはしません。

◆表示は目には入っているが、自分は大丈夫という根拠のない過信から、行動に反映されない。

一般家庭用に売られている製品に、危険なものがあるはずがない。万が一のことが書いてあるのだろうが、普通は起こらない、といった心理学の認知バイアスの一つである正常性バイアスが働くためです。

また、製品表示を読もうとしても、多くのことが小さな字でギッシリ書かれていて、読み難いという、ユーザーとしてはどうすることもできない事情もあります。

では、どうしたらよいのでしょうか？ 製品表示には、重要なことほど、大きくまた分かり易く書かれています。見るポイントさえ掴めば、重篤な事故を防ぐことができます。製品の注意表示を見るときのポイントについてまとめました。

シグナルワードに注目する

製品の表示には、製品情報（品名、用途、液性、成分、材質等）、使い方情報（使い方、使えないもの、使用量等）、安全性情報（使用上の注意、応急処置等）があり、様々な情報が記載されています。この中で、重篤な事故を防ぐために特に注意喚起を促す目的で表示されるものを「警告表示」といいます。警告表示には必ずシグナルワードが入っています。それが「危険」、「警告」、「注意」の3

つの言葉です。そして、危険>警告>注意の順に守らなかった場合に受ける可能性のある被害の大きさが変わってきます。シグナルワードの後には、簡潔な文章で、危険の種類、想定される結果、回避方法などが掲載されています。「危険」、「警告」、「注意」ではじまるメッセージは、その製品を安全に使うためにとても重要なことが書かれていると認識してください。

図記号に注目する

事故防止のために重要な事柄は、誰もが一目でわかる図記号で表示される場合があります。製品の限られた表示スペースに効率良く分かり易く表示ができ、日本語が読めなくても意味がわかるなどのメリットがあり、近年多用されるようになってきました。

図記号は、かつてはそれぞれの製品で独自のものが使われていましたが、JISなどの標準規格でルールが決められ、このルールに則ったものが多くなりました。大きく分けると、してはいけないことを示す「禁止マーク」、注意することを示す「注意マーク」、必ず行なう（守る）ことを示す「指示マーク」があり、この中に内容を示すピクトグラム（絵文字）が入ります。

事例として「洗剤類の安全図記号」を右に示します。¹⁾



↓やっちはいけません【禁止】

↓必ずこうしてください【指示】

製品表示は大切な情報源

製品は内容液と容器を合わせて品質、性能、安全性が設計されています。容器の材質、強度、機能性等が慎重に検討され、使用時だけでなく保管時にも安全が保たれるように設計されています。そして、容器には用途、使い方、成分、使用上の注意、応急処置など、その製品にとって重要な情報が表示されています。これらの製品を専用容器以外に移し替えて使用することは、思わぬ事故につながることもあり危険です。使うのは内容液だからといって、専用容器以外への移し替え使用は危険を伴うことがあります“厳禁”です。

製品表示、特に安全な使用に係るものはしっかりと読んでから使用するのが望ましいことは言うまでもありません。一方、字が小さく読みにくいことも否めません。見るべきポイントを抑えて、製品表示を大切な情報源と捉えて賢く使いこなしましょう。



子供の手が届くところに置かない



保護手袋を使用する



目に入れない



保護手袋・マスクを使用する



飲み物ではない



使用後は手を水で洗う



他の容器に移し替えない



目に入った場合は、水で十分に洗い流す



同時に使用しない



必ず換気する

【参考にした情報】

1) 製品安全表示図記号の使用・適用等に関する自主基準：日本石鹼洗剤工業会

https://jsda.org/w/01_katud/anzenzukigou.html



パチッ！ 静電気

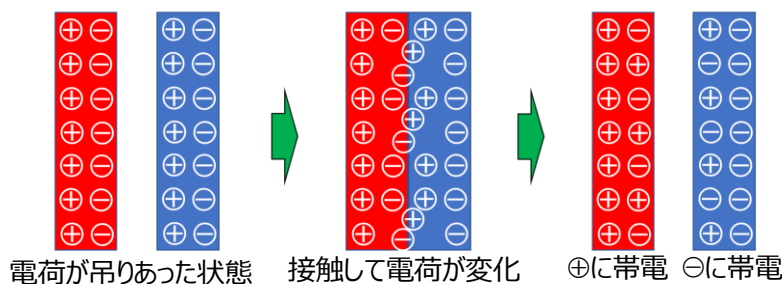
冬になり気温が下がり寒い日が続くようになりました。寒さとともに乾燥してくると、もう一つ気になることにドアのノブに触ろうとした瞬間に「パチッ！」と痛みを感じる静電気があります。なんとも不快なこの静電気、そもそも冬になるとなぜ静電気が気になるのでしょうか。静電気についてまとめてみました。¹⁾



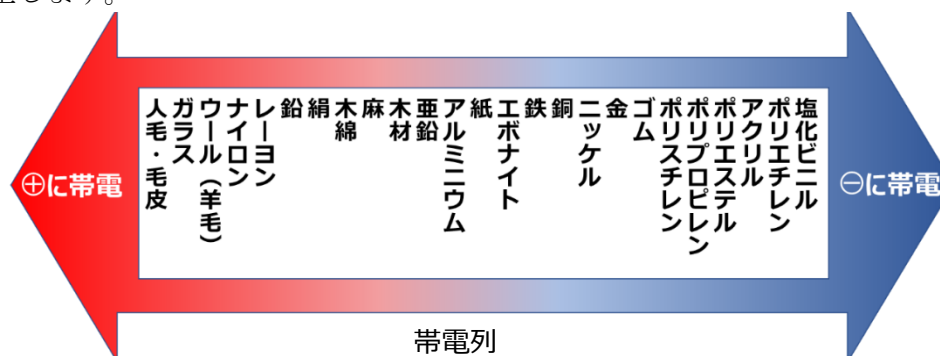
○静電気とは

電気は英語では **electricity** ですが、語源は琥珀を表す古代ギリシャ語の **electron** からです。琥珀を擦ると静電気が発生することが由来です。人類と電気の出会いは、最初はまず静電気だったようです。

世の中の全ての物質の元は原子です。原子は、プラスの電荷を持った原子核とそれを取り巻くマイナスの電荷を持った電子からできており、通常プラスの電荷とマイナスの電荷は釣りあった状態で電気を持っていない。それぞれ物質ごとにバランスが保たれていますが、異なる物質同士が接触し、離れることで物質の性質の違いによって、構成する原子から電子が剥ぎ取られると原子はプラスの電荷を持つようになり、剥ぎ取られた電子が与えられた原子はマイナスの電荷を持つこととなります。更に、物質の電気の通しやすさによっては、プラスの電荷とマイナスの電荷が残り、物質に溜った状態つまり電荷が静止した状態となり、静電気となります。



物質の性質によりプラスやマイナスに帯電しますが、どのように決まるかはまだ解明をされていません。実験的に帯電しやすさの順番をきめた目安が帯電列で下記のように並んでいます。²⁾ 帯電列で離れた物質同士ほど静電気を起こしやすくなります。髪の毛(人毛)を下敷き(アクリル)で擦ると静電気が発生します。



静電気には湿度が大きく影響します。水は電導性が高いので、湿度が高い時は、身の回り物の表面も水分を多く含んでいます。静電気が起きても水分があるので静電気として溜ることなく電気は流れてしまいます。湿度が低くなると物質に静電気が溜りやすく帯電した状態となります。

○静電気の発生メカニズム

冬は乾燥する季節ですので、物質に電気が溜りやすい条件となります。また、寒い時期なので防寒のために衣類を多く着込んでいます。人が歩き動き回ることによって人体とさまざまな衣類、特に化学繊維はマイナスの電荷を帯びやすいので擦れ、摩擦が繰り返されることで人の体は帯電していきます。靴を履いているので、地面とは電気が流れない絶縁された状態ですので、静電気が溜った状態です。この状態で金属製のドアノブに手を近づけると、溜った静電気が空気の絶縁状態を乗り越えて「パチッ！」と放電し、不快な痛みを感じるようになります。



静電気の放電は雷と同じ現象です。電圧としては3,000Vに近いと言われています。

○静電気と上手に付き合うには

不快な静電気と上手に付き合うには、「パチッ！」という放電現象を起こさないようにすることになります。人が動くと衣類などが摩擦を起こし、静電気を帯びます。この静電気を指先など1ヵ所から放電をさせないようにすれば良いので、指などで直接触れようとしない、広い面積で触れるなどして帯電している静電気をうまく放電すれば不快な痛みを感じるのを防ぐことができます。

衣類の帯電を起きにくくするには、適度に衣類の水分を増やしてあげることが有効です。柔軟剤には衣類の風合いを向上させる働きがありますが、適度な水分を衣類に含ませる働きもあります。適量の柔軟剤を使うことで不快な静電気を起きにくくすることができます。

静電気が原因で大きな事故が発生することがあります。例えば、気化したガソリンやエアゾールの噴射剤に使われる可燃性のガス、または可燃性の粉塵が滞留しているような状態では、静電気の火花が原因となって引火し爆発することもあります。

<参考資料>

1) 静電気概念の再整理；基盤整備センター

<https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/files/data/201904/20190404/20190404.pdf>

2) 産業安全研究所：静電気安全指針，産業安全技術協会，（1988），3.

化学製品PL相談センター ニュースメールメンバー 登録受付中



『アクティビティノート』の発行や、催し物、出版物のご紹介など、当センターの最新情報を随時お知らせする e-メールサービスです。

- ・人数や資格の制限はありません。(誰でも登録できます)
 - ・費用は無料です。(インターネット通信費・接続費は各自でご負担ください)
 - ・お申し込みはE-mail (PL@jcia-net.or.jp) で。
(件名に「ニュースメールメンバー登録」とご記入ください)
- ①ご氏名(フリガナ) ②お勤め先(フリガナ) ③ご所属・お役職・ご担当など
④ご連絡先(勤務先か自宅かを明記)の住所・TEL・E-mailアドレス

※ご連絡いただきました個人情報は、当センターのプライバシーポリシーに則り適正に管理いたします。

出前講師のご案内



化学製品PL相談センターに寄せられた相談事例を基に、化学製品による事故を防ぐための生活上の注意点等についてお話させていただきます。

各地の消費生活講座や、地域のサークルの勉強会などに、ぜひご活用ください。

日時・費用・その他の詳細につきましては、お気軽にご相談ください。

(TEL 03-3297-2602 担当：菅沢(スガサワ))

アクティビティノートに関するご意見・ご感想をお待ちしております。

化学製品PL相談センター

〒104-0033 東京都中央区新川1-4-1 住友不動産六甲ビル7階

TEL : 03-3297-2602 FAX : 03-3297-2604

URL : <https://www.nikkakyo.org/plcenter/>

本レポートに掲載した内容の無断転載を固く禁じます。